

みやざき未来人財確保・定着事業補助金交付要綱

令和8年5月29日
総合政策部産業政策課

(趣旨)

第1条 県は、県内で働く産業人財を確保し、地域経済を維持するため、予算で定めるところにより、若者の県内定着を目的とした取組を自ら企画・運営する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び高等専門学校のうち、宮崎県内に校舎を保有する機関（以下「県内高等教育機関」という。）又は一般社団法人高等教育コンソーシアム宮崎（以下「コンソーシアム」という。）に対し補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 前条の補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 県内高等教育機関又はコンソーシアムであること。
- (2) 県税に未納がないこと。
- (3) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者
- (4) 前条の事業を実施する主体の機関の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (5) その他補助が適当でないとして知事が認める者でないこと。

(補助対象経費及び補助率等)

第3条 第1条の補助金の交付の対象となる経費及びそれについての補助率等は、別表のとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない者については、この限りでない。

(申請書に添付すべき書類)

第5条 規則第3条第1号の事業計画書の様式は別記様式第1号、同条第2号の収支予算書の様

式は別記様式第2号によるものとする。

2 規則第3条第4号の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 第2条第2号に係る納税証明書（県税に未納がないことの証明）（原則として申請を行う日から3か月以内のもの。写しでも可。）
- (2) 第2条第3号に係る個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書（別記様式第3号）
- (3) 第2条第4号に係る誓約書（別記様式第4号）

（補助条件）

第6条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 当該補助金に係る事業は、補助金の交付決定のあった年度の2月28日までに完了すること。
- (2) この補助金に係る経理を他の経理と明確に区分し、その収支の状況を明確にした書類を整備の上、補助事業（第1条の補助金の交付対象となる事業をいう。以下同じ。）が完了した日の属する年度の終了後5年間保存しておくこと。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
- (4) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

（申請の取下げ）

第7条 規則第8条第1項に規定する知事の定める期日は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

（軽微な変更の範囲）

第8条 規則第10条第2項ただし書の規定により知事の定める軽微な変更の範囲は、補助対象経費の10パーセント以内の減とする。

（計画変更の承認）

第9条 規則第10条第2項の規定により、知事の指示を受けようとする場合は、変更（中止、廃止）承認申請書（別記様式第5号又は6号）を知事に提出しなければならない。

（補助金の交付方法）

第10条 この補助金は、精算払により交付する。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、補助金請求書（別記様式第7号）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第11条 規則第14条第1項の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、事業の完了の日から起算して15日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の3月10日（同日が宮崎県の休日を定める条例（平成元年宮崎県条例第22号）第2条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）に当たるときは、その日前において最も近い県の休日でない日とする。）のいずれか早い期日までにしなければならない。

- (1) 事業実績書（別記様式第8号）

(2) 収支決算書(別記様式第2号)

- 2 第4条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請を行い、前項の実績報告をする場合において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金の交付決定額から減額して報告しなければならない。
- 3 第4条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請を行い、第1項の実績報告をした後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額をした場合にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記様式第9号により速やかに報告し、知事の返還命令を受けて仕入れに係る消費税等相当額の全部又は一部を返還しなければならない。

(書類の提出部数等)

第12条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は1部とし、その様式は、規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和8年5月29日から施行し、令和8年度の予算に係るみやざき未来人財確保・定着事業補助金から適用する。

別表（第3条関係）

| 区分 | 対象経費 | 補助率 |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|
| 単独申請型 | 県内高等教育機関が単独で、若者の県内定着を目的として実施するみやざき未来人材確保・定着事業補助金実施要領（令和8年5月29日総合政策部産業政策課定め。以下「実施要領」という。）に定める各種取組に要する次の経費 賃金、報償費、法定福利費、旅費（ただし、県から派遣されている職員の旅費を除く。）、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、租税公課その他知事が業務の遂行上必要と認める経費のうち、実施要領で定める補助対象経費 | 2分の1以内 （補助額の上限額を500,000円とし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。） |
| 連携申請型 | 複数の県内高等教育機関が連携又はコンソーシアムが若者の県内定着を目的として実施する実施要領に定める各種取組に要する次の経費 賃金、報償費、法定福利費、旅費（ただし、県から派遣されている職員の旅費を除く。）、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、租税公課その他知事が業務の遂行上必要と認める経費のうち、実施要領で定める補助対象経費 | 2分の1以内 （補助額の上限額を1,000,000円とし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。） |